

平成 28 年度 学位論文

モンゴルにおける特別学校教員養成のための
教育課程についての研究

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科

特別支援教育専攻 障害科学コース

M15107I SED AYUSHJAV BATKHISHIG

目次

序章 問題の所在と研究の目的	1
第1章 モンゴルの学校教育の背景	3
第1節 モンゴルの学校教員養成制度	3
第2節 現代のモンゴルの教員養成学部における教育課程	8
第2章 モンゴルの特別学校教員養成制度	14
第1節 モンゴルにおける特別学校教員養成の成歴史的背景	14
第2節 モンゴルの特別学校教員養成制度の現状	18
第3節 モンゴルの特別学校教員養成学部の教育課程	26
第3章 日本の特別支援学校教員養成教育課程について	37
第1節 日本の特別支援教育	37
第2節 日本の特別支援教育教員養成制度	40
第3節 大阪教育大学の特別支援教育教員養成課程	45
第4章 モンゴルにおける特別教育教員養成教育課程における課題と展望	49
第1節 両国の特別支援教育教員養成教育課程の異同	49
第2節 今後の課題と展望	52
参考文献	

序章 問題の所在と研究の目的

2013年より、モンゴル国立教育大学（MONGOLIAN NATIONAL UNIVERSITY OF EDUCATION 以下「MNUE」とする）に特別教育教員養成の専門教員コースが設置された。特に、特別学校で指導する専門教員の養成を目的とする学部制度が設けられている。障害に対する知識を身に付ける専門教員を養成するため、MNUEは、どのような教育カリキュラムによって、どのような授業の方法を採用し、どのようにして卒業生を特別学校現場へ繋げるか、具体的に構築していく必要がある。MNUEはこれまで、一般の教育教員養成制度しかなかったため、特別教育教員養成の教育課程についても作るにあたってこれを基に作成してきている。その特別教育教員養成課程を担当した者はMNUEの数名の教員であるが、彼らは元々旧ソ連や他の国の大学の卒業生であり、1962年から1996年まで続いた派遣留学生制度の対象者であった。この制度の終了後には、モンゴルでは、障害児を指導する「専門教員」は養成できなくなっていた。

石倉（2014）は、「モンゴルには特別学校教員の養成課程がないために、特別学校に勤務する教員の免許所持の構成は次のようになっている。Primary School（小学校）教員30%、Secondary School（中学・高校）教員が33%、Defectologist（PT, OT, STのような治療者）12%、その他（Others）25%である。学校で働くDefectologistは教師の位置づけである」と示した。

また、向井（2012）は、特別教育を担う教員は、かつてはソ連を中心にハンガリーなど東欧諸国に留学し、専門家として活躍していた教員がいたが、最近では彼らが高齢となり、次々に退職した結果、特別教育を学ぶことが難しい状況にあると述べている。

ところが、2013年10月に、モンゴル教育文化科学省令（省令番号：1a/5906）には、特別教育教員の養成に関する規定が盛り込まれた。MNUEではそれを受け、特別教育教員の養成に向けた新

たな教育課程整備が求められている。

本研究では、MNUEにおける特別教育の専門教員養成に関する養成教育課程とその意義について、通常教育・特別教育のモンゴルの教育史や教員養成史の考察を通して、モンゴルの教育に関する考え方を明らかにし、MNUEの特別学校教育教員養成の現状から問題点を抽出する。その問題点の解決のために、日本の特別支援学校教員養成の教育課程を参考に課題と展望を導き出すことを目的とする。

そこで本研究では、こうした背景状況を元に MNUE における特別教育教員養成のための教育課程を検討するにあたり、日本の特別支援学校教員養成制度との比較を行う。それを基に今後のモンゴルの特別教育教員養成の取り組みがどのような教育課程であるべきかを検討する。

なお用語について本論文で使用する「特別教育教員」（モンゴル語の名称：тусгай боловсролын багш）とは、日本の「特別支援学校の教員」と同意義とする。

モンゴルでは「特別支援教育」とは「特別教育」と同義の意味で使われている。これは、特別学校に在籍する子どもの教育を主に指す。ただし、「特別支援教育」という日本語表記からモンゴル語の表記に直すと「特別支援教育」にはならない。「Тусгай дэмжлэгт боловсрол」となるが、「支援」という表記の理念はモンゴルでまだ導入されてないためである。そのため本研究では、第1章と第2章を「特別教育」と使用し、第3章では「特別支援教育」と使用することにした。

第 1 章 モンゴルの学校教育の背景

第 1 節 モンゴルの学校教員養成制度

1. モンゴルの学校教育の始まり

モンゴルにおける「学校教育」を紹介するには、1691 年から 1911 年までの「清朝支配下時代」の歴史が深く関連する。筆者がここでいう「学校教育」とは「一般教育」を意味する。

モンゴルは、歴史的に 6 つに分けられる。

- ① 1206 年から 1368 年まで：「世界でモンゴル帝国期」というチンギスハーンがモンゴル高原を統一し民族を形成し始めたときから元朝が崩壊するまで。
- ② 1368 年から 1691 年まで：「モンゴル高原での独立時代」（オイラトモンゴル、東西モンゴル）対立の時代。
- ③ 1691 年から 1911 年まで：「清朝支配下の時代」。
- ④ 1911 年から 1921 年まで：モンゴル革命の起こった「ボグドハーン」制モンゴル時代。
- ⑤ 1921 年から 1992 年までを社会主義時代
- ⑥ 1992 年以降の民主主義国としてのモンゴル国資本主義時代となる（萩原, 2006）。

小出（2010）は、「モンゴルには古くから教育についての 3 つの方針がある。第 1 は、政治家や軍人を育ててきた男子中心の教育であり、ジンギスカン時代の教育が基本的にそうである。第 2 はラマ教寺院による宗教教育である。医学・薬学・数学・天文学などの科学分野の人間も養成してきた。宗教はモンゴル教育の基本であった。第 3 は家庭内教育であり、職業教育の基礎がここにあった。木工や金銀細工などのものづくりや、識字教育もここで行われた」と述べている。

仏教を、モンゴル人の共通の信仰として支援した 16 世紀末以来、仏教の教えや戒律は、モンゴル遊放民の習慣や社会、教育、その他さまざまな活動に大きな影響を与えた。チベット仏教のモ

ンゴル版はラマ教と呼ばれ、その僧侶はラマ僧として知られている。満州皇室の寛大な政策のもと、モンゴルの教会組織は大きく成長し、国家の中の国家と言われるほどになった（バトバヤル, 2002）。

モンゴルが独立を失い清朝皇帝の支配に入った 17 世紀末に、シャリーン宗教 шарын шашин が急速に拡大し、モンゴル人の基本的な宗教として盛んになった（『モンゴル国史』全四巻, Монгол Улсын Түүх IV боть, 2003）。

清朝支配下時代の「学校」について現在知られている史料によると、モンゴルで一番初めと思われる学校設立はホブド・ウリアスタイ（Ховд Улиастай・県の名称）1921 年前後で始まった。1921 年にはモンゴル人民革命党・政府によって国民学校設立が決定され、学校規則も制定された。学校の内容とは、オオルド（Өөлд・モンゴルの少数民族の名称）、ミャンガド（мянгад・少数民族の名称）の 20 人を集め、モンゴル文字とマンジュ語（満州）を教えていた。これまでに、18 世紀の 70 年代ごろからモンゴルではいくつかの学校が設立され、そこにはモンゴルに対する清朝の教育行政を監督する人（түшмэд・今でいう公務員）を育てる目的を持っていた。

当時の官僚は 1776 年にトシェートハンアイマグ（Түшээт Хан аймаг・当時の県の名称）のいくつかのホシュー（хошуу・郡）地方へ送った書面のなかに「ホシュー地方にビチュグイン・スルグーリ（бичгийн сургууль・文字の学校）を設立する」よう命じたものがあつた。1776 年から 1781 年にかけてそのホシュー（хошуу 地方）に、ビチュグイン・スルグーリ（бичгийн сургууль・文字の学校）が設けられた。それぞれのスルグーリに幼い子ども 2 人～10 人の男児が、マンジュ語を学んでいた。ビチュグイン・スルグーリの就学期間は 6 ヶ月間でマンジュ語とさらにモンゴル語を学んだ。こうして、清朝はマンジュ文字を広げようとしたが 1790 年までとなり、長く続かなかつた。マンジュ語とモンゴル文字を

学んだ子どもたちは、地元で普及させるために地方に帰り、新たに学校を作った。これが、1898年10月にネゲン・アルバニ・スルグーリン・ゲル（*нэгэн албаны сургуулийн гэр*・事業用学校のゲル）教育のはじまりであった（『モンゴル国史』全四巻，*Монгол Улсын түүх IV боть*，2003）。

バトゲレル（2013）は、「遊牧民文化をもつモンゴルで古くから伝わる教育形式の家庭教育である。家庭教育とは、知識教育と生活教育に分けることができる。読み書き教育は、家庭で親が子どもに読み書きを教える、さもないければ文字を知っている人が、兄弟や従兄弟、隣家の子どもたちに、家で読み書きを教えていた」と記している。

2. 「宗教教育」から「公教育」へ

こうした長い歴史の中で「ゲル教育」が盛んになった。ゲルとは、昔からモンゴル人が暮らしてきた移動式住居のことであるが、そこで識字教育をはじめ、生活に必要なさまざまな知識を与えてきた。その「ゲル教育」は、主に1対1の指導に特徴があり、多くても1対2、3人で、まさに師匠と弟子の関係にあった（ボロルマ，2005）。「ゲル教育」とは「家庭教育」と同じ意味である。

1911年、辛亥革命が起こり、清朝の支配から離脱すると、モンゴルは独立を宣言して共戴モンゴル国という新しい政権を樹立した。共戴とは、チベット仏教の権威とチンギス・ハーンの権威の双方を戴くという意味である。1912年の初め、共戴モンゴル国政権は、西部に国防機関を設け、首相のジャルハンズ・ホトクト活仏を鎮撫使として派遣した（*Nyamdorj 2006: 69-71p*；*モンゴル科学アカデミー歴史研究所（1988, 158p）*）。

しかし、独立は長く続かなかった。1912年中国では「清」国が倒れ、「中華民国」が成立、1915年にはその中華民国とロシア、モンゴルの三国で「キャフタ協定」が締結され、モンゴルの独立は取り消された。この協定は中華民国を盟主とする「宗主権」下

でハラハモンゴルに限定した自治が認められ、権益はロシアが握るというものであった。このような背景があり2大国の圧力による干渉をはねのける力は、独立したばかりのボグドハーン政権にはなかった。さらに、1917年のロシア革命に始まる三年間は「激動の時代」の始まりであった。1919年ロシアの混乱に乗じて中華民国がダー・フレー（現在のウランバートル）に兵を進め、ハラハモンゴルの自治権を撤廃、その後ロシアの内戦で敗れた白軍のウルゲン・シュテンベルグ男爵はボグドハーンを皇帝とする傀儡政権を樹立し恐怖政治を敷いた（バトゲレル,2013）。

1921年、モンゴル革命運動家たちはジェブツンダンバ・ホトクト活仏を首長にするモンゴル制限君主制新人民政府を樹立した（小長,2013）。

このようにモンゴルは、清朝支配下時代に220年間も置かれてきたことにより、清朝帝国による仏教が隆盛になった。したがって、これまでのゲル教育の歴史は「公教育」まで広がらなかったと考えられる（Sharkhuu,1965）。

1921年11月、ソ連・モンゴル相互友好条約が調印されると、ソビエト赤軍は正式にモンゴル人民党義勇軍と連合し、封建領主や外国侵略者の勢力一掃をはかった。

1922-1924年、モンゴル全国で人口、家畜の調査が実施され、郡やバグなど下位行政区が設けられ、商業、工業、牧畜、耕作、林業を統轄する経済省を新設するなど、旧来の体制が刷新された（モンゴル科学アカデミー歴史研究所 1988、205p）。旧来の勢力を弱体化させるため、領主の世襲が廃止され、隷属民が解放され、遊牧民が所属する領域を越える移動が自由になった（モンゴル科学アカデミー歴史研究所 1988、198-202p）。

1924年8月に、第3回人民革命会議（МАХН-ын III их хурал）において、「国民へ識字教育の教示」がなされ、すべての国民を識字者とするための対策が開始された。教員として、短期学校の形で伝統的な教育法である「ゲル教育」として読み書きを身に付

けている者を中心に置いた。彼らは遊牧民やナム、エブレル(нам, эвлэл・党、組合)、軍事組織、女性の団体等に所属している人たちに教えた。学習は週2回から3回行いモンゴル文字を4ヶ月間学ばせた。生徒に読み書きだけでなく、「手紙を書く」、「記録する」、「簡単な計算」もできる力を付けさせた。(『モンゴル国史』全五巻、Монгол Улсын түүх V боть,2003)。

1924年11月に開催された第1回国家大会議において、国家憲法が承認され、モンゴル人民共和国の建国が宣言された。ここに、ソ連に続いて世界で2番目の社会主義国が誕生した。

このような歴史的背景で、1925年に開かれた第2回全国教員会議において、最初の教育プログラムが承認され、国家基準として教育計画、授業カリキュラムが定められ、この会議において、小学校の教育計画が承認された。その翌年の1926年に開かれた人民革命党第5回党大会および第3回人民大会議において「国民教育発展のための十カ年計画」(1926—1935年)が発表された(高橋,2010)。

教育省(現代の文化・教育・科学省)から1936年に定められた規則では、「сайн дурын сургууль・ボランティア学校」を毎年5月1日から10月1日までに始業し、そこには8歳から15歳の子どもたちを通わせることとなった。ボランティア学校は、子どもに読み書きを教える目的であった。この結果、1941年の時点では学校年齢に適応する子どもの約20%に小中等部に対応する学校教育を与えた。1944年の状態では304学校が開始されており、その中の209校に建物があり、95校がゲルの中で教育をしていた。

1940年までには、旧ソ連支援に基づいてモンゴルの全国に多くの学校が建設された。

しかし、小学校の教育経営には次々と課題が明らかになった。例えば、指導するバグシ(барш・師匠、今でもバグシのまま使われ、日本でいう先生という意味)の知識が浅い、指導方法が不十分、教育計画にそぐわない、子どもたちが、学校から逃げ出すと

いった様々な問題で追い込まれた（『モンゴル国史』全五巻，
Монгол Улсын түүх V боть，2003）。

第2節 現代のモンゴルの教員養成学部における教育課程

1. 学校教員養成の始り

1921年には首都ウランバートルに最初の小学校ができ、翌年には地方に10校以上が開設されている。また、1923年にモンゴル初の普通教育学校として「ウランバートル市国立第一学校」が建設された。

この時代の小学校ではモンゴル語、算数、地理、歴史をはじめとして8科目が教えられていたが、授業要綱や教育計画はなく、また教師の質と数の不足によりモンゴル語と算数に限られることも多々あったと言われる（宮前，2009）。

モンゴルにおける学校教員養成はMNUEと関連が深い。MNUEで初めての教員養成教育は、モンゴル語、文学、数学、歴史、自然・科学の専門教員8人と212人の学生、2000冊の教科書で1951年に開始された。

2. モンゴル国立教育大学

1921年に革命党がモンゴル独立宣言をして以来、共産主義に基づく、教育は旧ソ連の影響を受け発展した。その中で1951年に「国立師範機関」という名前で設立された歴史をもっている。1953年に53人の教員を卒業させて以来、1990年に国立師範大学に変更となり、2003年にモンゴル国立教育大学と広大になり、2015年の段階では598人の教授と13900人の学生がいる。MNUEは98%の教員養成教育を専門とする唯一の国立大学となった。

現在は、幼稚園、初等中等部、高等部までの教員を養成する総合教員養成大学となっている。

MNUEの学長によると、「モンゴル人は、師匠と弟子の関係にお

いて教員養成してきた千年の歴史的・伝統的な価値観を受けついできた」と総括されており、MNUEは、教職教員の人材育成を質的に果たしてきたナショナル教員養成大学となっている。

2014年にMNUEを発展させるための新しい政策を計画し、政策方針の改革が始まっている。次の5点が方針の改革として挙げられている。①MNUEの教育理念：アジア地域に競争できる教育の研究資源場として中心の教育機関を目指す。②MNUEの目標：子ども一人一人の成長を促す能力のある教員養成を目指す。専門性のある教員を提供する。③MNUEのミッション：教職教員の質でアジアに競争感がある大学を目指す。④MNUEの教育目的：グローバル社会に通じる教育課程を充実することを目指す。全国では教育研究リーダーセンターへ目指す。教育のIT利用活動としてはトップリーダーを目指す。地域の人々へ認知させるオンラインサービスの提供を目指す。⑤MNUEのモットー：Transformative Teacher To Key of Development Transformative Teacher とは価値観がある、知識を作る、能力を提供する教員をいう。

以下、新教育目標を図1で示す。

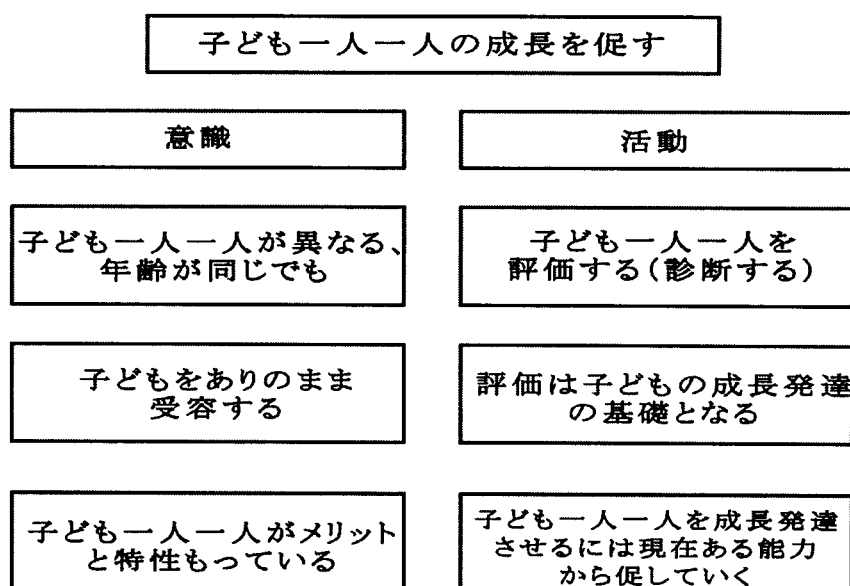


図1 MNUEの新教員目標(モンゴル国立教育大学・資料, 2014)

MNUE の学長は、同大学の問題点も指摘している。それは、「学生時代に心理学の大きな理論ばかり聞いて、大きな理論本から移し書く勉強ばかりしている。教員達は、難解な理論を言い続け、犬や豚に実験した結果ばかりを教え続けており、子どもへの調査や、そのデータに基づく成果を定義するなど、実際の教育現場でどのように充実させるかについて教えてない」ことである。

卒業生が身に付いていない能力の程度を、「教育内容の作成力 24%、教育の技術力 30%、生徒の学習過程の評価力 24%、教育課程の評価力 22%、自己評価力が 27%、自分自身で発達する能力 27%」と指摘している。

MNUE は、新時代の「モンゴル教員」のモデルを図 2 のようにつくり直している。「モンゴル教員」とは、幼・小・中・高等教育、それから大学までの教員を指す。

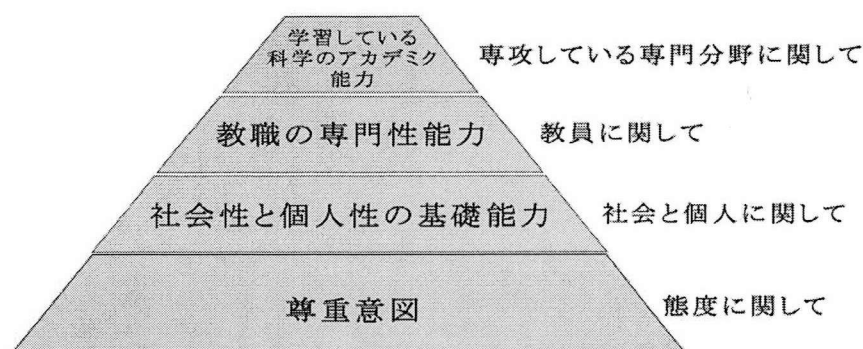


図 2 MNUE の新教員モデル (モンゴル国立教育大学・資料, 2014)

MNUE では、就学前教育教員の 97%、初等教育教員の 90%、中高等学校教員の 80% に達する教員人材を育成・卒業させている (バトナサンら, 2015)。

3. 法律上の整備

2002 年に定められた「初等中等教育法」には、教員は次に掲げる目標の達成に努めなければならないと記されている。

第4条1項：母国語の使い方を正しく話す、意図を分かりやすく表現できる、読む、書く力を養うこと。

第4条1項2：計算する、それを日常生活の中で使用する能力を養うこと。

第4条1項3：美術、心優しい、国家の現状と伝統文化を身につけさせ、健康の知識を養うこと。

第4条1項6：自分と他者の労働を重んずる態度、公正な協力し合う精神を養うこと。

第4条1項7：自主及び自律の精神を養うこと。

第4条2項：初等教育内容に相当であれば、外国語と情報処理の知識を養うことができる。

4. 教員養成教育課程

MNUEにおける「教員・初等教育教員養成教育課程」を4年間で修得する科目内容を表1に示す。

表 1 MNUE における「教員・初等教育」教育課程及び単位

1 年生/単位 28	2 年生/単位 34	3 年生/単位 32	4 年生/単位 26
必修科目 /28	必修科目 /29	必修科目 /31	必修科目 /23
教職概論 /1	教育指導概論 /3	研究方法 /2	初等総合指導論 /3
人間性心理学 /2	辞書論 /2	国語文法 /2	事例分析法 /3
モンゴル語 /3	代数学・幾何学 /3	数量・数学指導論 /3	公民教育・道徳 /2
理論学史 /2	工芸・技術法論 /2	人間と環境 /3	専攻授業 /2
創作活動 /1	書論 /2	教育概論 /1	児童文学 /2
体育 /2	教育指導法 /2	専攻授業 /4	教科別活動 /2
英語 /3	国語指導論 /2	初等総合学習論 /3	生き方の学習・活動・方法 /1
教育心理学 /2	言語の理解と表現 /2	国語の文字論 /2	人間と社会 /2
音声言語・及び文章表 /2	数学指導論 /2	幾何学的寸法 /3	指導実践 /4
文学 /1	有理数 /2	自然科学 /3	選択科目 /4
数学論・論理学 /2	インクルーシブ教育概論 /2	准学習実習 /3	卒業論文か試験 /2
情報処理 /2	専攻授業 /2	教育実践 /3	
モンゴル歴史・文化 /3	実践研究 /3	選択科目 /4	
被災予防 /1	選択科目 /4		
学校観察実践 /1			
選択科目 /4			

БАГШ, БАГА БОЛОВСРОЛ"-ын сургалтын хөтөлбөр 2016, 日本語訳：
教員・初等教育の教育課程 (MNUE, 2013)

2002年に制定された高等教育法第8.7条では、取得する学士単位は120であると定められている。卒業者は、すべてに対する教員資格が受けられる。しかし、2013年に教育文化科学省令において転換された「教員の上位資格に関する規定」の第4.1条が出され、大学を卒業後1年間の教員指導経験をしなければ通常学校で指導する資格が与えられないことになった。

モンゴルの場合、通常学校は小・中・高一貫制の6-3-3の12年制(2011年から)であり、中等教育の教員は中・高で区別されていない。

モンゴルの教員養成制度の特徴は、各学部において教員養成が行われているという点である。たとえば：物理の教員になりたい人は物理学部、英語の教員になりたい人は外国語学部に入るという仕組みである。そのため単科大学では、英語の教員、あるいはITの教員のための養成といった大学が続出し初等教育教員養成より中等教育教員養成の方が数は圧倒的に多くなっている(ボロルマ, 2009)。

第 2 章 モンゴルの特別学校教員養成制度

第 1 節 モンゴルにおける特別学校教員養成の歴史的背景

20 世紀の後半にモンゴルでは人口が急速に増加し、読み書きができない人の数が増えてきた。これは知的障害児、脳性麻痺の病気をもっている子ども、話せない、聞こえない子どもの数が大量に増えて、彼らのために特別な教育が必要とされたが、基本的に、1960 年ごろまで特別教育が必要な子どもたちへの対応はまったくなされていなかった Alimaa.D (2014)。

そこで 1967 年 11 月 16 日に知的障害児を指導する第 25 特別学校が設けられた。ちなみに、国立学校の名前は基本的に番号で示されている。ハンガリーに留学してきた Mijidochir・Batkhuu が通常学校の勤務経験がある 5 人の教員と一緒に、66 人の子どもを入学させたことが特別学校の始まりとなった。

1970 年ごろ、第 25 学校から広がって、1975 年に第 63 特別学校、1978 年に第 55 特別学校、1977 年に第 70 特別学校が次々に開始された。1972 年から 1987 年にわたって、Chukanoha, M.C・Kolomiets, N.B・Oliga らの協力を得て、さらに Ostapenko, A.N・Levovich, V.Yu たちの専門家等が旧ソ連から招かれ、知的障害教育を研究する、指導する、子どもの障害をどのように診断するかを教員に研修をさせ、指導法を身に付けさせてきた。

BATTSENGEL (2010) は、モンゴルにおける特別教育の歴史を①1962～1990 年の「分離教育の時期」②1991～2002 年の「インテグレーション教育の概念が出てきた時期」③2003 年以降の「インクルーシブ教育の概念が出てきて、実践する時期」の 3 つの時期に整理している。

① 1962～1990 年の「分離教育の時期」

モンゴルで社会主義国家の宣言がなされたのは、1960 年のことである。憲法の第 7 条「国民の基本的権利及び保障」に、モンゴル人民共和国国民の教育を受ける権利が明記された。これを

受けて、障害児を対象とした教育への取り組みが始まった。

モンゴルの特別学校の教員養成の始まりは、1962年に視覚障害者を対象とした学校教育が開始されて以降、モンゴル国外の大学で特別教育教員の養成がなされてきた。たとえば、モスクワに留学した者は主に知的障害について学び、イルクーツクに留学した者は主に知的障害や言語障害について学び、レニングラードに留学した者は主に視覚障害や言語障害、もしくは聴覚障害について学んできた。さらに、ハンガリー留学者は主に聴覚障害及び言語障害について学んできた歴史がある。そしてその当時は4年間で主に障害に関する医学的な知識を学び、5年目に教授法を修得するという教育課程が一般的であった。それが1990年のソビエト崩壊を境に、こうした外国での特別教育教員の養成が行われなくなり、1996年にイルクーツクから帰国した2名が最後となった（JICA,2014）。

当時の障害児に指導する特別学校の教員のことを「ソゴグ・ズイチ（defectologist：согог зүйч，“治療教育者”の意）として養成していた。

当時、特別学校で指導していた教員 Tsevelmaa によると、「ブルガリアから招かれた Tyutyunjieha,D.I・Yalmov,S.A とロシアから招かれた Timirbaeha,R.B・Polina が特別学校に2年間の教員養成コースを開いた。彼らから教育指導法の豊かな経験より学んだことに満足している」と指摘している。または、教員の Yalmov,S.A は視覚障害児ひとり一人に対して丁寧に指導することを求めている。1971年に学校の施設がようやくでき、中は視覚障害児学校と聴覚障害児学校に分かれた」と述べている。また Undrah によると、1972年から第29特別学校に教育計画をロシアの教科書を参考にし、指導していたと Alimaa は述べている。

1962年、ブルガリアの専門家によりウランバートル市第1学校に視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別クラスが設置された。またそのころ、教育省の局長がヨーロッパ諸国を訪問し、障

害児を障害のない子どもと分離して教育する施設の存在を知り、モンゴルに紹介した。教員 2 名がハンガリーに派遣され、彼らの経験に基づき、視覚障害と聴覚障害を対象とする第 29 学校が設立された。その後、1989 年までの間にダルハン・オール県、オルホン県など 18 県に特別学校が設置され、ウランバートル市の 6 校と合わせて 26 校になった。当時は国費により給食の提供やバスの配置も行われていた。しかし、1989 年以降、市場経済への移行に伴う社会的、経済的混乱から特別学校の多くが閉鎖され、ウランバートル市に 6 校を残すのみとなった。

②インテグレーション教育の概念が出てきた時期（1990 から 2002 年）

障害児を普通幼稚園、普通学校で受入れる「インテグレーション教育」の概念をモンゴルに紹介したのが、デンマーク国際開発援助庁 DANIDA による「インテグレーション教育プロジェクト」（1994 から 1998 年）である。その後、セーブ・ザ・チルドレン UK (United Kingdom) が障害児を普通幼稚園で受入れる「インクルーシブ教育プロジェクト」を 1998 年からスタートさせ、2006 年まで続いた。

また、1993 年から 1997 年にモンゴル国立教育大学教員養成学部では、障害に関する授業が 4 コマ設けられ、特別学校教員養成分野で初の障害について学んだ教員として 18 名を卒業させた。これもイタリアから 1994 年にスタートした Тэгш дүүрэн (テギシュ・ドーレン) プログラムの援助を背景に設けた教育課程である。以下表 2 に MNUE における教育課程及び単位の一部を示す。

表 2 MNUE における「教員・初等教育」教育課程及び単位の一部(1997)

	科目	合計 時数	講義	演習	実習	課題
1	障害児指導法	2	2			2
2	障害児の発達	30	12	12	6	12
3	障害児が特別なニーズ教育 を学習する方法	40	16	16	8	16
4	重複障害児の指導法	8	2	4	2	4
5	講義と演習	64/2.7	32/1.7	32/1.0		
6	実習とゼミ	16/0.5			16/0.5	
合計時数/単位		80/3.2	32/1.7	32/1.0	16/0.5	34

Хүмүүс ээ Би чадна.Хөгжлийн бэрхшээлээ засна, 日本語訳：人々よ！僕は
できる。障害を直す！Цэвээнлхазал・/Tseveenl hazal/ (2003)

表 2 を作成したツェベーンハザル教員は、モンゴルの子どもに発生している主な障害を把握し、子ども本人が自身の障害を理解し、困り感をなくすための方法を学び、「彼らに対する支援を効果的に成り立たせるためである」と当教育課程の目的を述べた。ツェベーンハザルは、視覚障害、聴覚障害、言語障害、運動障害、知的障害、行動障害と障害を 6 つに分けた。

しかし、1997 年以降は、モンゴルにおいて特別学校教員の養成は行われていなかった。そのため今のモンゴルは、特別教育教員の養成を急いで行わなければならない状況となった。

③インクルーシブ教育の概念が出てきて、実践する時期（2003 年以降）

2003 年 3 月、ウランバートル市において障害児のためのインクルーシブ教育政策に関する国際ワークショップが開催された。その中で、セーブ・ザ・チルドレン United Kingdom(以下 UK で略する)のモンゴル・プログラム代表より、これまでの「インテグレーション教育」という表現を「インクルーシブ教育」に改めることが提案された。モンゴル教育文化科学省はセーブ・ザ・チルドレン UK の支援を受け、文部科学省（当時の名称・2007 年

からモンゴル教育文化科学省)の初等中等教育局に「インクルーシブ教育ユニット」を設置した。このインクルーシブ教育ユニットはセーブ・ザ・チルドレン UK 及び障害児の保護者による NGO、Association of Parents with Disabled Children (APDC) と連携し、「障害児に教育を均等に参加させるプログラム」を提案した。同プログラムは教育文化科学省、保健省及び社会保障労働省 3 省の合意のもと、2003 年 12 月に開始した JICA(2013)。

JICA のシニアボランティアとしてモンゴルに派遣された林賢三は、2006 年から 2008 年まで障害児教育の指導教員として MNUE に勤めた。林は、障害児教育の教科書と指導要領の作成にあたり、特別支援教育に関する授業を行い、それは教員養成授業の中で「インクルージョン教育概論」という 3 単位の必修科目となった。

その他、多くの国際支援団体の事業内容がさまざまな形で実行された。その中の一つは、ADRA (Adventist Development and Relief Agency 言葉の略である) モンゴル国際機関は、1994 年にモンゴルにおける教育支援を開始した。ADRA が取り組んだプロジェクトの内容は、政府に障害児の権利を尊重する、支援する、政府にインクルーシブ教育普及に努めてもらうためであった。その基本的な取り組みとしては教員養成が最重要であると判断した。そこで 2007 年に教育文化科学省へ提案し、「障害児に指導できる教員養成の教育課程作成」のための 6 人の委員会を作った Tseveenlhalazal (2008)。委員会の主な活動として、特別学校の教員に対して 64 時間、学校の校長や保護者に対して 40 時間の研修を設けた。さらに、教育文化科学省は 2012 年、特別支援教育にかかる技術協力プロジェクトを要請し、JICA は 2013 年に「モンゴル国特別支援教育にかかる情報収集・確認調査」を実施した。

第 2 節 モンゴルの特別学校教員養成制度の現状

1. 国家レベルの新対応及び方針

モンゴルは、「障害児教育に参加させるために分離するのではなく、通常学校に入学させる」という概念で政策してきた。モンゴルは、2002年5月3日に定められた初等中等教育法を2013年2月7日の改正に以下の変更がある。

第 7 条 1 項：障害児者の教育を受ける権利

第 7 条 5 項：医療関係機関の委員会による就学先の提案

第 7 条 8 項：障害児とかかわる学校管理職、教員への追加手当

第 7 条 7 項：障害児に向けた教育スタンダード

第 7 条 8 項：教育機関職員及び委員会構成員への追加手当

第 7 条 10 項：特別学校への給食支給

第 10 条 4 項：「保健・教育・社会保障委員会」

第 13 条 3 項：普通学校への障害児受入れ環境整備

第 13 条 4 項：特別学校から普通学校への指導

第 13 条 5 項：特別学校への教務主任、ソーシャルワーカー、研究職員の配置

第 13 条 6 項：特別学校への医師、看護師、補助教員、リハビリ専門家、心理士の配置

第 13 条 8 項：教員 1 人当たりの障害児数を教育機関、社会保障機関、金融機関が整備

第 13 条 9 項：障害児の教育評価

第 13 条 10 項：普通学校への専門教員、補助教員、心理士、看護師、リハビリ専門家、ソーシャルワーカーの配置

第 13 条 11 項：特別学校のリハビリ室、教室整備

第 13 条 12 項：教員、ソーシャルワーカーの能力向上

2. 特別学校

MNUE による特別教育学校教員養成の教育課程を習得した者はほとんど特別学校へ就職することになる。そこで、特別学校の教育（第 55 知的・第 29 聴覚・第 116 視覚）内容について簡単に記述する。

特別学校は首都ウランバートルのみ 6 つある。第 116 視覚障害児特別学校、第 29（スフバートル区、1964 年 4 月設立）聴覚障害児特別学校、第 25（スフバートル区、1967 年 11 月設立）知的障害児特別学校、第 63（ハンウール区 1975 年設立）知的障害児特別学校、第 70（バヤンゴル区 1977 年設立）知的障害児特別学校、第 55（バヤンズルフ区 1978 年設立）知的障害児特別学校がそれぞれ設置され、1990 年まで発展が続いた Battsengel(2013)。

当時、児童は普通学校に通っていたが、学習についていけないために、留年システムがあった。1967 年にモンゴル人民平和国（1924 年から 1992 年までの名称）教育省令に基づいて、小学校の 1,2 年生で留年した子どもを特別学校の児童対象にするように決定された。

モンゴルの初等中等教育法（2002 年 5 月）の第 13 条 1 項では「特別学校は障害児に対してリハビリテーションサービスを提供し、初等教育、中等教育（モンゴルでは初等中等教育を義務教育とする）、高等教育、専門教育の機関である」と規定している。教育文化科学省令は 2015 年 10 月 30 日に改正として変更された。変更された内容の「教育カリキュラム」は知的障害児（表 4）、聴覚障害児（表 5）、視覚障害児（表 6）が対象の特別学校であり以下に紹介する。

表 4 より、知的障害児に関する教育カリキュラムの時間数は、1 年生～2 年生は年間 32 週、3 年生～5 年生は年間 33 週、6 年生～12 年生は年間 35 週である。授業の 1 時間は 40 分である。時間数に応じて地域や教員の数により、子どもの知的能力に合わせて教育内容を柔軟にできる。言語指導、治療的体育の時間に個別指

導とグループ指導とする。個別指導とグループ指導の時間は1年生～2年生は週2時間、3年生～9年生は週1時間程度である。技術の授業領域は、子どもの興味や関心、学校の実態に応じたグループ指導を行う。

表5より、聴覚障害児に関する教育カリキュラムの時間数は1年生～2年生は年間32週、3年生～5年生は年間33週、6年生～12年生は年間35週である。授業の1時間は40分である。時間数に応じて地域や教員の数により、子どもの知的能力に合わせて教育内容を柔軟にできる。学校が組織する授業に含まれる教科は教員のだれでも担当することが認められている。

表6より、視覚障害児に関する教育カリキュラムの時間数は1年生～2年生は年間32週、3年生～5年生は年間33週、6年生～12年生は年間35週である。授業の1時間は40分である。時間内に、地域や教員の数の実態に応じて、教育内容を柔軟にできる。学校が組織する内容と治療的体育、運動の空間的定位置時間は週2時程度で視力が0と診断された子どもが含まれる。学校が組織する授業に含まれる教科は、教員のだれでも担当することが認められている。

表 4 第 55 知的障害児特別学校の教育カリキュラム

	教科	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計	
1	就学準備プログラム	100									100	
2	モンゴル語	189	224	231	231	231	105	105	105	105	1806	
3	文学						70	70	70	70		
4	数学	108	128	132	132	132	105	105	105	105	1052	
5	情報 (パソコン)					66	70	70	70	70	346	
6	社会と生活の方法	81	96	99	99	99	70	70	70	70	754	
7	地理						70	70	70	70	280	
8	歴史と社会						70	70	70	70	280	
9	美術と技術	81	96	99	99	99					474	
10	技術						140	175	210	280	805	
11	音楽	54	64	66	66	66	70	70	70	70	596	
12	体育	54	64	66	66	66	70	70	70	70	596	
13	保健						35	35	35	35	140	
14	英語					66	70	70	70	70	346	
	合計	667	672	693	693	825	945	980	1015	1085	7575	
12	言語指導	個別指導20分, グループ指導40分										
13	治療的体育	個別指導20分, グループ指導40分										
14	作業療法	グループ指導										
16	学校が組織する内容	公民と道徳教育	27	32	33	33	33	35	35	35	35	298
		生きる力を学ぶ活動	27	32	33	33	33	35	35	35	35	298
	1年間の時間数	721	736	759	759	891	1015	1050	1085	1155	8171	
	一週間の時間数	23	23	23	23	27	29	30	31	33		
	一日の時間数	4.5	4.6	4.6	4.6	5.4	5.8	6	6.2	6.6		

特別学校の教育カリキュラム原稿 (教育文化科学省, 2015)

表 5 第 29 聴覚障害児教育特別学校の教育カリキュラム

教科	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	
1 就学準備プログラム	80												80	
2 モンゴル語・文字	モンゴル語	196	224	231	198	198	175	175	175	140	70	70	70	1922
	文学	196					70	70	70	70	70	70	70	490
	たて文字						35	35	35	35	35	35	35	245
3 数学	140	160	165	165	165	175	175	140	140	140	140	140	1845	
4 情報 (パソコン)						35	35	35	35	70	70	70	350	
5 自然科学	人間と環境	28	32	33										93
	人間と自然				33	33								66
	科学						35	35	35	35	35	70	70	315
	化学						35	35	35	70	35	35	70	315
	生物学						35	35	35	35	35	70	70	315
6 社会学	地理						35	35	35	35	35	35	210	
	人間と社会				33	33							66	
	社会学						35	35	35	70	105	105	385	
7 芸術	歴史						35	70	70	70	35		280	
	美術			33	33	33	35	35	35				204	
8 デザイン・技術	音楽						35	35	35				105	
	地図製作									35	35	35	35	140
9 英語					33	70	70	70	70	105	105	105	628	
10 体育	56	64	66	66	66	70	70	70	70	70	70	70	808	
11 保健							35	35	35	35			140	
合計	500	480	528	528	561	1015	1120	1120	1120	1050	1120	1155	10297	
12 言語療法	個別指導一人に対する20分(1週間に2回)													
13 治療的体育														
14 言語を発達させる学	56	64	66	66	66	70	70	70	70				598	
15 音声練習	28	32	33	33	33								159	
16	28	32	33	33	33								159	
17 具体物	84	96	66	66	66								378	
18 手話				33	33	35	35	35	35	35	35	35	311	
19 学校が組織する授業	公民道徳教育	28	32	33	33	33	35	35	35	35			299	
	生きる力を身につける活動						35	35	35	35	35	35	245	
	選択授業						35	35	35	35	105	140	140	525
1年の時間数	724	736	759	792	825	1225	1330	1330	1330	1225	1330	1365	12971	
1週間の時間数	23	23	23	24	25	35	38	38	38	35	38	39		
1日の時間数	4.5	4.6	5	4.8	5	7	7.6	7.6	7.6	7	7.6	7.8		

特別学校の教育カリキュラムの原稿 (教育文化科学省, 2015)

表 6 第 116 視覚障害児特別学校の教育カリキュラム

教科	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	
1 準備プログラム就学に向けて	100												100	
2 モンゴル語・文字	モンゴル語	189	224	231	231	231	140	140	175	175			2681	
	文学						105	105	105	105	175	175		
3 数学	162	192	198	198	198	175	175	175	175	140	140	140	2068	
4 情報(パソコン)						70	70	70	70	70	105	105	560	
5 自然学	人間と環境	54	64	66									184	
	人間と自然				33	33							66	
	物理学						35	35	35	70	70	70	385	
	化学						35	70	70	70	70	70	455	
	生物学						35	70	70	70	70	70	455	
	地理							35	35	35	70	70	315	
6 社会学	人間と社会				33	33							66	
	社会						70	70	70	105	105	105	525	
	歴史						35	70	70	70			315	
7 アート	美術・技術	27	32	33	33	33							158	
	音楽	54	64	66	66	66	35	35	35	35			456	
8 デザイン技術	絵						70	70	70	70	105	105	595	
	技術													
9 体育	54	64	66	66	66	70	70	70	70	70	70	70	806	
保健						35	35	35	35				140	
10 英語					66	105	105	105	105	105	105	105	801	
合計	640	640	660	660	726	945	1155	1190	1225	1120	1085	1085	11131	
11 生活の方法	27	32	33	33	33								158	
12 ハビリテーション訓練	個別指導20分													
13 治療体育	個別指導20分													
14 運動の空間的方位	個別指導20分													
15 専門教育	理論	一週間に3時間/グループ/												
	演習	一週間に4時間/個別/												
16 学校が組織する内容	公民・教育	27	32	33	33	33	35	35	35	25	35	35	35	403
	生きる力を学ぶ活動	27	32	33	33	33	35	35	35	35	35	35	35	403
	活動						35	35	35	35	105	175	175	595
	選択授業													
1年間の時間数	721	736	759	759	825	1050	1260	1295	1330	1295	1330	1330	12690	
一週間の時間数	23	23	23	23	25	30	36	37	38	37	38	38		
1日の時間数	4.5	4.6	4.6	4.6	5	6	7.2	7.4	7.6	7.4	7.6	7.6		

特別学校の教育カリキュラムの原稿（教育文化科学省，2015）

モンゴルでは、インクルーシブ教育/特別支援教育に関する専門家養成機関が存在せず、旧社会主義体制下に旧ソビエト（ロシアやウクライナ）に学習した中高年代の教員が若手教員を養成しているのが現状である。しかしながら、女性は55歳、男性は60歳で定年を迎えることが一般的なモンゴルでは、旧ソビエトで教育を受けた専門教員が退職し始めており、若手教員の養成が急務となっている JICA (2013)。

3. MNUEにおける1年間の特別学校教員養成教育課程

このようないくつかの点を踏まえ、2013年10月に教育文化科学省令第1a/5906号が制定された。この省令は特別教育教員養成政策に対する初めての大きな改革となった。これにより特別教育を受け持つことが出来る教員の育成に関する規則が正式に制定され、モンゴルでは教員養成を専門とする唯一の国立教育大学がその基盤づくりを担った。そこでMNUEは、2013年特別学校や保育園に勤務する教師を対象に、1年間で38単位を取得できる夜間コースを開設した。2013年の入学者、第1期生は46名、2014年の入学者、第2期生は32名が卒業した以降、2014年は入学を中止し、2016年の入学者は21名で現在学習中である。1年間の特別教育教員養成の教育課程を以下表7で紹介する。

表7より、MNUEにおける1年間の特別学校教員養成教育課程は12科目を5人の教員で担当している。特別保育園もしくは特別学校において合計3単位の教育実習を行う。研究室での授業において、障害児の評価、個別指導計画の作成及び実施、成果の面から研究を行うJICA(2013)。

表 7 MNUE における 1 年間の特別学校教員養成教育課程

1 年間の教育課程	単位
特別なニーズ教育の導入	2
特徴的子どもの発達	3
特別なニーズ教育の評価及び指導計画	3
特別なニーズ教育のサービス	3
特別なニーズ教育の指導法	3
特徴的な子どもの家族、社会参加	2
知的障害児教育	3
視覚障害児教育	3
聴覚障害児教育	3
情緒・問題行動障害児教育	3
運動・重複障害児教育	3
学習障害児教育	3
コミュニケーション、言語障害児教育	3
試験	1
合計 12 科目	34
障害児の指導実習	1
クラス組織する実習	1
教育実習	2

1 жилийн хөрвөх ангийн сургалтын хөтөлбөр 2013, 日本語訳：1 年間の特別教育教員養成教育課程資料 (MNUE, 2013)

第3節 モンゴルの特別学校教員養成学部教育課程

1. 特別学校教員養成教育学部教育課程の目標

2015年に、MNUEにおける、教育学学部、生涯教育学専攻の特別教育学コース、教育学学部における特別支援教育専攻「特別教育教員養成」が開始された。教育課程は授業担当の教員4名により作成された。

以下に、教育課程を紹介する。

MNUEの教育目標：教育分野においては子ども一人ひとりを発達させる能力が身に付いた教員養成、専門性を提供する。

教育学部の目標：心理学、教育学、社会福祉の最高の知識を持つ、指導する、特別教育の問題を解決できる能力のある教員を養成し、発達させる、研修する、技術を改善する、信頼性のある、資質の高いサービスを提供する。

特別教育における教員養成教育課程の目標

- ①母国語で正しく書ける、話せる、コミュニケーションできる、歴史や伝統習慣がよくわかる文化を尊敬する人を育てる。
- ②自己アピールできる、発達できる、新しいことにチャレンジできる、自立して工夫する、プランニングする、研究方法を身に付ける、その方法を実行させる、問題解決できる能力を身に付ける。
- ③チームワークできる、コミュニケーションできる、社会活動に参加できる、社会構成や人間権利、健康生活がわかる者になる。
- ④生徒一人一人の学習特性を把握できる、科学的なエビデンスに基づいた、時代の流れに合わせた評価のできる人材を育てる。
- ⑤生徒一人一人の違いを尊重し、彼らの上達、成功、発達を応援できる人材を養成する。
- ⑥身に付けた知識や指導能力を実行するには意欲の高さ、専門に

対する温かい心がある、他人と協力する力がある、自己の活性化と指導力を向上できる、連続的な学習には常に力を入れる人材になる。

- ⑦ 教育を広い意味で理解する、教員教職の仕事の基準に合わせ、教職規則を守ることができる人材になる。
- ⑧ 特別なニーズを有する子どもの権利、保護、法律の関係、障害種別、特性について知識を持てるようになり、彼らのニーズに基づいた教育サービスを提供できる、個別指導計画を作成できる、実践できる人になる。
- ⑨ 特別なニーズを有する子どもの早期発見、社会参加の意義を理解し、彼らを把握し、評価する方法を学ぶ、利用する、自立した社会生活を支援する、社会に適応するにあたって支援する生涯教育や専門教育を提供できる。
- ⑩ 体の解剖、技能、保健と障害、病理の概念に基づいて障害児の身体と心理の特性に合わせて指導する、発達させる、社会参加させる、自立の準備、それらをコーディネートする方法をまとめ、実施する。
- ⑪ 障害児や家族を理解した上で支援する、課題を解決できる能力を身につけ、専門的に、ほかの地域の団体と国の機関との連携を持ち、プランニングする、実施する、評価する知識を身につける。
- ⑫ 特別・インクルーシブ教育の歴史、哲学の基礎を学んだ上で課題を分析し、解決する方法を定義し、変遷や改善に向かう力を身につける。
- ⑬ 特別心理学、育成科学の発展やその伝統的な変遷を学び、戦略を立て、特別教育分野には自らの参加ができる力を促す、特別教育教員にとっては自分を発達させるよう努力する。

2. 特別教育教員養成課程

表 8 特別教育教員養成教育課程 (2016)

1 年生・一般教育/単位	2 年生・教職教育/単位	3 年生・専攻基礎科目/単位	4 年生・専門科目/単位
必修科目/21	必修科目/39	必修科目/30	必修科目+試験/30
情報処理/2	教職概論/1	解剖生理学/3	知的障害児教育/3
英語/3	発達心理学/2	乳幼児病理/3	視覚障害児教育/3
国語表現/3	教育指導概論/3	特別心理学/3	聴覚障害児教育/
論理学史・文化/2	教育概論/1	特別教育歴史	運動・重複障害児
創作活動/1	教育指導方法/2	哲学/2	教育/3
モンゴル歴史・文化/3	教育指導方法/2	特別教育戦略	学習障害児教育/2
体育/2	研究方法/2	経営/3	情緒・問題行動障害
災害予防 1	教育心理学/1	算数科指導法/3	児教育/3
選択科目・人文学	教育心理学/2	国語科指導法/3	言語・コミュニケーション
保健・生活の知恵/1	教育心理学/2	社会/日常生活	障害児
モンゴル文字(縦)/2	教員道徳/1	活動(ADL)指導	教育/3
英語 1/3	特別教育概論/2	法/2	保護者・集団支援
ロシア語/2	インクルーシブ教育/3	自然科学指導	/2
中国語/2	実践・学校見学	法/2	選択科目/6
韓国語/2	実践研究/1	芸術作業指導	(6科目から2科目を
日本語/2	実践研究/2	法/2	選択する)
ドイツ語/2	教育実習/3	選択科目/4	言語療法/2
英語 2/2	教育実習/3	(2つの科目を選	理学療法/2
選択科目・社会学	特別教育実習/4	択する)	手話/2
法律/2	選択科目/4	幼児の特別教	芸術療法/2
政治学/2	IT教育方法/2	育/2	作業療法/2
経済学/2	教育課程研究/1	心理相談・コンサル	自閉症/2
選択科目・自然学	社会科教育/2	テーション・セラピー/2	論文、もしくは試験
自然科学/1	学級経営/2	生涯教育・専門性	/2
環境保護/2	教材作成方法/1	教育/2	
数学/2		こども保護/2	

БАГШ, ТУСГАЙ БОЛОВСРОЛ-ын сургалтын хөтөлбөр 日本語訳: 教員・

特別教育教育課程 MNUE (2015)

表 8 は、2016 年の秋現在実行中の教育課程である。これをまとめたものを表 9 に記す。卒業までに修得する教員養成課程全ての科目を 100% と考えた場合、一般教養科目は 20%、教職教養科目 30%、専攻科目は 50% である。専攻科目はさらに特別教育専攻基礎科目と特別教育専攻科目、卒業論文もしくは試験の 3 つに分けられる。単位数としては、一般教養必修科目 17、選択 4、合計 21 単位である。教職教必修養科目は 35、選択 4、合計 39 単位である。特別教育専攻基礎必修科目 26、選択 4、合計 30 単位である。特別教育専攻必修 22、選択 6、合計 28 単位である。卒業論文を書くか、もしくは試験 2 単位である。合計 120 単位を修得する。

表 8 特別教育教員養成教育課程のまとめ

科目		必修科目		選択科目		合計	
		単位	%	単位	%	単位	%
一般教養/20%以下		17	14%	4	3,3%	21	17,5%
教職教養科目/30%以下		35	29%	4	3,3%	39	32,5%
専攻科目/50%以上/	特別教育専攻基礎科目	26	22%	4	3,3%	30	25%
	特別教育専攻科目	22	18%	6	5%	28	23%
	卒業論文もしくは試験	2	2%			2	2%
合計		102	85%	18	15%	120	100

БАГШ, ТУСГАЙ БОЛОВСРОЛ-ын сургалтын хөтөлбөр, 日本語訳：教員・特別教育教育課程 MNUE (2015)

3. 特別教育教員養成教育課程シラバス

MNUE の教員に協力を得て、特別教育教員養成教育課程シラバスの一部を紹介する。なお、特別教育に関する授業 21 の中から 7 つを参考にした。

(1) 特別教育概論

授業の内容：特別教育史、哲学、法律場面、政策、特別教育の教員の仕事の特徴及び条件、活動方針、権利、役割、特別教育の目的、原則、コンセプトを学習する。

(2) 知的障害児教育

授業の内容：知的障害の定義、概念、原因、発生率、分類、分類された障害の特徴、知的障害のある子どもの学習可能性、心理、社会性の特徴、教育指導法、教育・保健・社会福祉機関での世界歴史及びモンゴルの歴史的背景、特別学校の教育特徴、個別指導計画作成、書字、読字力、計算力を学力つける指導法、就労の可能性、現状、今後の課題、これらを伝統的・変遷的に学習する。

(3) 聴覚障害児教育

授業の内容：聴覚障害の原因、発生原因、分類、その特性、聴覚障害児の心理面、社会性の特性、指導方法、教育・保健・社会福祉機関のサービス提供、早期教育支援、バイリンガル語、障害児の権利、国際及びモンゴルにおける障害児権利、発展の歴史、今後の課題、これらを伝統的・変遷的に学習する。

(4) 運動・重複障害児教育

授業の内容：運動機能、脳性まひ、重複障害についての概念、医学定義、分類、心理特性、指導法、教育・保健・社会福祉機関のサービス提供、政府や非政府団体についての国際的概念とモンゴルの歴史的背景、法律面、リハビリテーションサービスの提供、今後の方針、これらを外国の経験や伝統的・変遷的な状態を踏まえて学習する。また、ICFについて学ぶ。

(5) 学習障害児教育

授業の内容：学習能力、読む、書く、計算における学習上の問題、学習障害の定義、分類、原因、症状、学習障害の評価、診断方法、指導方法、家族や親、教員たちへの相談、これらを伝統的・変遷的な枠組みで理解する。

(6) 視覚障害児教育

授業の内容：視覚障害の定義、視覚障害概論、発生率、視覚障害分類、視覚障害の検査、弱視障害の発生原因、弱視障害児支援補助具、弱視障害児を支援する教員が使う補助具、弱視障害児のニーズ、弱視障害児に必要とされる生活スキルを身につける力を学習させる知識、視覚障害児が余暇に必要なスキルを身につける学習、視覚障害乳幼児ニーズの把握、これらができるように基礎的な学習をする。

(7) 情緒・問題行動障害児教育

授業の内容：情緒・問題行動障害児の社会性・心理・生理・認識特性、自立活動、性格の特徴、原因、症状、発見方法、軽度の情緒・問題行動のある子どもの程度によるニーズを把握できることが求められる。その中に、幼稚園年齢、小学校年齢、中学校年齢の問題行動のある子どものニーズを把握できる能力を学習させる。個別指導計画を作成し、実施する戦略、改善する環境を整えることについて検討すると示している。

4. 専門科目の授業計画

前述の教育課程を4名の教員が作成した。その一人が医学大学を卒業した社会福祉学部の専門家教員として、専攻科目の「情緒・問題行動障害児教育」や「解剖生理学」と「乳幼児病理」を担当することとなった。「視覚障害児教育」に関しては、担当教員は決まっておらず、2016年秋の段階では検討中である。

以上の4つの科目を紹介するにあたって、担当教員とのインタビューにおいて未整備中である授業と指摘されたものを選定した。現在、授業内容としては以下のように計画されたが、まだ検討中である。

(1)「情緒・問題行動障害児教育」 3単位

- ①情緒・問題行動障害の概論
- ②情緒・問題行動障害児を発見する、ニーズを把握する
- ③情緒・問題行動障害児の教育環境整備
- ④情緒・問題行動障害児の個別指導計画作成
- ⑤情緒・問題行動障害児の指導法、機材作成、評価方法
- ⑥情緒・問題行動障害児の行動を改善する
- ⑦社会参加のために必要な能力を情緒・問題行動の子どもに指導する
- ⑧情緒・問題行動障害児に学校環境での支援

(2)「視覚障害児教育」 3単位

- ①視覚障害の定義、一般概論
- ②視覚種、形
- ③視覚の図り、弱視児の特性
- ④弱視児の補助器と点字
- ⑤視覚障害児に教えている指導教員が補助教材を使用し、子どもの積極力を促す
- ⑥視覚障害児に対する注意すべき特徴とニーズ
- ⑦視覚障害児に必要な日常生活の能力
- ⑧視覚障害児の余暇活動、余暇活動に参加する能力

(3)「解剖生理学授業の内容」 3単位

障害のない患者の代表的な病理について理解する授業テーマとなっている。3単位の適当するテーマの詳細は以下の通りであ

る。

- ① 身体の構造
- ② 生理学、調節と恒常性の維持
- ③ 人間工学に基づいた身体の構造
- ④ 消化器の構造・機能
- ⑤ 心臓、血管、血液の機能
- ⑥ 免疫機能
- ⑦ 呼吸機能
- ⑧ 呼吸器のメカニズム
- ⑨ 脳と脊髄の構造・機能
- ⑩ 自律神経の構造・機能
- ⑪ 排泄器の構造・機能
- ⑫ 生殖器の構造・機能
- ⑬ 視覚と聴覚の構造・機能
- ⑭ 嗅覚と味覚の構造・機能
- ⑮ 内分泌器の構造・機能
- ⑯ 内分泌器の腺の位置とホルモンの放出

1つの授業は2時間の講義と2時間の演習合計32時間の講義と32時間の演習となっている。

(4)「乳幼児病理の内容」3単位

- ① 乳幼児の疾病、発生率
- ② 乳幼児の呼吸器病
- ③ 乳幼児の消化器病
- ④ 乳幼児の循環器病
- ⑤ 乳幼児の感染症
- ⑥ 乳幼児の感覚器病
- ⑦ 乳幼児の精神病
- ⑧ 乳幼児の保健・維持・相談

1つの授業は4時間の講義と4時間の演習合計32時間の講義と

32 時間の演習となっている。

5. 教育課程の整備上の課題

2013 年に作成している特別教育教員養成の教育課程を実行していくにあたって現在直面されている問題について MNUE の担当教員 2 名に聞き取りを行った。聞き取りの期間は 2016 年 8 月 30 日から 9 月 16 日である。概要を以下に示す。

(1) 教員 A のインタビューの概要

教員 A は、教育課程を提案した後に直面している課題は以下のことであると指摘している。

① 外国から学ぶ

モンゴル国内の現状では、社会の発展のみならず、大学教育においても発展途上の段階である。そのため、日本の教員養成系大学の中で、特別支援教育分野の教育課程については、大学教育を中心に設置されている大学と、大学院教育に重点を置いて設置されている大学のそれぞれで実施されている教育課程を検討することが重要である。今のところ、授業科目名については、韓国の大学を参考に決定している。日本の大学からも参考にすることが望ましい。

② シラバスの未整備

専門科目のうち、幾つかの科目については、実際の授業内容が未整備の状態である。具体的には、専門科目 15 科目のうち、授業内容の整備が完了しているのは 9 科目、設備中が 3 科目、未整備が 3 科目とのことである。以下授業内容の整備状況としては、整備中の理学療法、情緒・問題障害児教育、視覚障害児育である。未整備には手話、芸術療法、作業療法、視覚障害児育である。整備中 3 つの科目については、教員が教育課程を作成する経験が少ないため、どのような授業計画を立てるか検討する必要がある未整備 3 つの科目については、現在教員がいない状態である。

(2) 教員 B のインタビューの概要

教員 B は、教育課程を提案した後に直面している課題は以下のことであると指摘している。

① 学生育成に関する課題

MNUE において、特別教育を専門とするコースを開始するにあたって、教育課程を提案した担当の教員たちは、科目内容や学生が身につけるべきとする特別教育に関する知識として作成した。しかし、幾つかの科目に関しては資料や教科書が不十分である。そのため、今後に向けて教科書や資料を早急に購入すべきである。

(英語の教科書が望ましい) 詳しい内容や理論に関する資料作成には教員たちがチーム組んで作成するべきである。

障害種別によって、障害児を指導するには、それぞれの領域に関する専門的な教育方法が必要である。その教育方法がどのようなものか我々教員たちもまだわからない状態である。教育できていない。教員たちを専門ごとに研修させる必要がある。

教材、教科書、機材は特定のものであるべきで、幅広い材料を教育に使うべきであるが、現在そのようなものがないため、抽象的な授業作りとなっている。具体的な道具や教材に基づく授業クラスを作ると効果的であると推測している。必要な道具がある研修室と機材がたくさんある研究室を開くことを望んでいる。

② 教育指導法に関するいくつかの課題

調査を進めて、多様なケースを扱う可能性を見つけ出す、エビデンスに基づく教育実践政策を行うには外国の教員たちの協力を得る。専門的な知識を有する必要がある。

障害別に関する検査法をモンゴル語に訳す必要がある。

障害児に日常生活指導をする、職業教育を指導するための教育課程を作成する。

特別教育に関する行政の対策であるシステム改善が必要、法律を改善するための社会への影響を与える活動を行う。卒業生に対して、就労に向けた段階的な計画を立てて、活動に取り組む必要がある。

特別教育教員養成教育課程はまだ模索段階である。

第3章 日本の特別支援学校教員養成教育課程について

第1節 日本の特別支援教育

1. 特別支援学校史

1878年、「京都盲啞院」設立。

1921年、肢体不自由児施設「柏学園」設立。

1932年、公立肢体不自由児学校「東京市立光明学校」設立。

「肢体不自由児教育は、光明学校のみでしたが、いくつかの県では、小学校に肢体不自由児の特別な学級を設け、身体虚弱児や知的障害児の学級と併設し、戦前において、およそ14の肢体不自由学級に100名前後の児童が在籍していた。さらに、養護学級は、1932年には全国87学級、収容児童2,935名であったものが、同1942年には1,616学級、64,891名に達していました。」（国立特別支援教育総合研究所から引用、2016年12月閲覧）

1940年、最初の公立知的障害児学校「大阪市立思斉学校」設立

1942年、高木憲次により、「東京整肢療護園」開園。

1948年、盲・聾学校の義務制実施。

1950年、公立病弱養護学校「門司市立白野江養護学校」創設。

1954年、「盲学校・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布。

1979年、養護学校の義務制実施。

1993年、通級による指導開始。

1998年、義務教育学校教員免許取得者に対する介護体験義務化。

2001年、21世紀の特殊教育の在り方について最終報告。

2003年、今後の特別支援教育の在り方について最終報告。

2004年、小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制のためのガイドライン発表。

2005年、「発達障害者支援法」実施。

2006年、学校教育法等の一部改正により、特別支援教育の位置付

け開始。

2007年、特別支援教育の推進について（通知）。

2009年、「特別支援学校学習指導要領」改訂（東京アカデミー編，2015年度）。

2. 特別支援教育の理念

文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」（2007）」によると、特別教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的なニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであると指摘した。また、文部科学省は、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるのであると発表した。

学校教育法の一部改正により、2007年4月から、これまでの特殊教育に変わり特別支援教育がスタートした。特殊教育では、障害の種類や程度に応じ、特別な場で教育が行われていたが、特別支援教育では、知的な遅れのない発達障害も含めて、障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全ての学校において実施されることになった。

3. 特別支援学校の目的

学校教育法第72条には、次のように特別支援学校の目的が示されている。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（肢体病弱者含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施するとと

もに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を受けることを目的とする。

日本の文部科学省によると、障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要がある。

このため、障害の状態に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、あるいは通級による指において特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用して指導が行われている。

また、通級による指導について、2006年4月から学校教育法等の一部改正をした。中には、発達障害に関しては、LD・ADHDの児童生徒に対し、教育的支援を適切に行うため、新たにLD・ADHDの児童生徒を通級による指導の対象に位置づけている。したがって、前述の特別支援学校の対象障害種をまとめると、次のようになる。

障害程度とは、学校教育法施行令第22条3によると、

① 視覚障害者

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認知が不可能又は著しく困難な程度のもの

② 聴覚障害者

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

③ 知的障害者

一知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

一知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

④ 肢体不自由者

一肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

一肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

⑤ 病弱者

一慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療は又は生活規制を必要とする程度のもの

一身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

第 2 節 日本の特別支援教育教員養成制度

1. 特別支援教育の教員免許史

池谷(2013)によると、現在の特別支援学校教員の教員養成は、1903年東京盲啞学校に設置された教員練習科が嚆矢となっている。その後、東京盲学校と東京聾啞学校の師範科、師範部となるが、戦前の教員養成はこの二機関のみであったと述べている。

さらに、後の教員養成は、1947年の新制大学発足に伴い、国立盲教育学校と国立聾教育学校が東京教育大学に併置され、続いて1951年に東京教育大学教育学部に特殊教育学科及び特設教員養成部が設置されることで、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状、養護学校教諭免許状を取得する教員の養成が動き出したと示している。

1949年の教育職員免許法では、特殊教育諸学校である盲・聾・養護学校の教員免許状は、小・中・高の教員免許状を「基礎免許状」とすることに対して、「付加免許状」として位置づけられ、

この二つの教員免許状を保有することが定められた（第3条第3項）。

2001年より、特殊教育諸学校教員免許状

2005年より、特別支援学校教員一種免許状（26単位）の教育課程になった。

2007年より、①「教育総合免許」と「学校総合免許」の二種類の免許モデル、②養成大学の実態に応じた「単一障害ベース型、複数障害ベース型、全障害対応型」の3タイプのカリキュラムモデル、③専門性に対応したノンカテゴリー型モデル科目と障害対応科目との両立、④単位数増に対応して基礎に関する科目を教職科目にする可能性の検討、⑤履修単位数モデルとしては、基礎4～8単位、心理・病理6～10単位、支援方法6～14単位とする計30単位として、各大学の特色を生かした「得意分野づくり」が実施された。

2. 特別支援学校教育教員養成教育課程

現在、文部科学省によると、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要である。中学校又は高等学校の教員は種類及び教科ごとの教員免許状が必要」と指摘されている。

特別支援学校の教員の場合は、特別支援学校と特別支援学校の各部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）に相当する学校種の両方の教員免許状が必要である。

文部省によって「教員免許法基本要綱案」は1947年10月29日付けで、さらに「教員の免許状の種類案」も11月1日付けでまとめられている（佐藤等，2014）。

1949年に制定された「教育職員免許法」及び「免許法」に基づいて今の「特別支援学校教員免許状」が実施される。

従来、盲学校・聾学校・養護学校ごとに分けられていた教員の免許状は学校教育法等の一部改正（平成19年4月施行）により、特別支援学校の教員の免許状に一本化した。

特別支援学校教諭1種免許状5領域（知的障害者・肢体不自由者・病弱者・視覚障害者・聴覚障害者）の科目群、単位は以下の通り、免許法施行規則に定めている。

教育職員免許法では、第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、表11で以下に記す。

表11の、特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目と単位の内容は教育職員免許法により取得単位と科目が決められている。第1欄は特別支援教育の基礎理論に関する科目計2単位である。第2欄は特別支援学校領域に関する科目：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目計14単位と心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目計14単位である。第3欄は免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目と心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目計6単位である。第4欄は心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習計3単位である。以上、必修科目合計39単位である。

表 9 特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目と単位

特別支援教育に関する科目			免許状の種類		
			特別支援学校教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状
第一欄	特別支援教育の基礎に関する科目		2	2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第三欄	定められたる教育の領域以外に特別支援領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3

最低修得単位数

備考

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身

に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

第3節 大阪教育大学の特別支援教育教員養成課程

1. 大阪教育大学（以下 OKU）

関西の連合大学の機関中心的教育大学であるため、OKUの特別支援教育の教育課程を検討する。なおかつ、OKUのホームページで教育課程の内容を全部確認できるからである。

OKUでは、小学校教諭1種免許状と特別支援学校教諭1種免許状5領域（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱）の同時取得が可能である。

前節で概観した教育職員免許法に基づいてOKUは、特別支援教育に関する科目と単位を表12のように説明している。

表12の、特別支援教育教員養成課程は、教育職員免許法により定められた取得単位と科目を基にしてOKUが作成した特別支援教育専門科目の履修及び開講基準表を基に筆者が作成した。その内容として、第1欄は特別支援教育総論、障害理解教育論、インクルーシブ教育システム基礎論である。第2欄は視覚障害アセスメント論、聴覚障害アセスメント論、視覚障害心理、視覚生理・病理、聴覚障害心理、聴覚音声生理・病理、知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱病弱者の心理・生理・病理、障害児アセスメント論、病弱者の心理と健康行動学、手話学習の基礎、視覚障害教育、聴覚障害教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育、点字指導法、歩行指導法、言語指導法、障害児のキャリア教育、視覚障害指導論、聴覚障害指導論、知的障害指導論、肢体不自由指導論、病弱指導論である。第3欄は障害者の心理・生理・病理、特別支援教育実践論、特別支援教育コーディネーター基礎論、ユニバーサルデザイン授業論、発達障害指導論、言語障害教育、発達障害教育、重複障害教育である。第4欄は特別支援教育実習である。

表 10 特別支援教育教員養成課程

免許法施行規則の区分		OKU
	特別支援教育領域等	特別支援教育専門科目
第1欄		特別支援教育総論
科目 特別支援教育 に関する 特別 教育 の 基礎 論 に 関 連 す る		障害理解教育論
		インクルーシブ教育システム基礎論
	第2欄	視覚障害
		視覚障害アセスメント論
特別支援教育領域に関する科目		聴覚障害
		聴覚障害アセスメント論
		視覚障害
		視覚障害心理
		視覚障害
		視覚生理・病理
		聴覚障害
		聴覚障害心理
		聴覚障害
		聴覚音声生理・病理
		知的障害
		知的障害者の心理・生理・病理
		肢体不自由
		肢体不自由者の心理・生理・病理
		病弱
		病弱者の心理・生理・病理
		知的障害
		障害児アセスメント論
		病弱
		病弱者の心理と健康行動学
		聴覚障害
		手話学習の基礎
		視覚障害
		視覚障害教育
		聴覚障害
		聴覚障害教育
	知的障害	
	知的障害教育	
	肢体不自由	
	肢体不自由教育	
	病弱	
	病弱教育	
	視覚障害	
	点字指導法	
	視覚障害	
	視覚障害歩行指導法	
	聴覚障害	
	言語指導法	
	肢体不自由	
	障害児のキャリア教育	
	視覚障害	
	視覚障害指導論	
	聴覚障害	
	聴覚障害指導論	
	知的障害	
	知的障害指導論	
	肢体不自由	
	肢体不自由指導論	
	病弱	
	病弱指導論	
第3欄	L・複	障害者の心理・生理・病理
特別支援教育領域に関する科目	L・複	特別支援教育実践論
	複	特別支援教育コーディネーター基礎論
	L	ユニバーサルデザイン授業論
	※L	発達障害指導論
	L	言語障害教育
	L	発達障害教育
	L	重複障害教育
第4欄		特別支援教育実習
実教育		障害児研究法 I
		障害児研究法 II

注：L・複（Learning Disability・重複）

２．授業シラバス

第２章の第２節（３）に述べた７つの科目のシラバスに照らし合わせて紹介する OKU における 7 つの授業のシラバスの一部は以下の通りである。

（１）特別支援教育総論

教師にとって必要とされる障害観・人間観について歴史的変遷を踏まえて捉えた後、特別支援教育のエッセンスと最新の動向を伝える。特に、インクルーシブ教育システムを構築する上でポイントとなる合理的配慮、基礎的環境整備、ユニバーサルデザインの教育についても、新たな視点に基づき講義を行う。さらに、附属特別支援学校等で観察実習を行った後、特別支援教育の授業づくりのポイントについて講義する。本講義は、特別支援教育の理念、制度、教育内容・方法の全体像をふまえたエッセンスがわかる中身となっている。

（２）知的障害教育

特殊教育から特別支援教育への流れの中で、これまでの知的障害教育の成果を踏まえながら、主に知的障害教育における教育課程や指導法について講義する。

（３）聴覚障害教育

聴覚に障害を有する乳幼児・児童生徒の教育支援に関する基礎的基本的な知識理解に基づいて、より発展的な知識と教育支援のための具体的な方法を獲得する。また、特別支援教育における聴覚障害を有する乳幼児・児童生徒の教育支援の現状と課題を理解する。

（４）肢体不自由教育

① 体不自由のある子どもの教育・福祉における歴史的背景を学

び、今日的課題が理解できること。

- ② 肢体不自由を対象とする学校教育の現状を学び、障害の理解と教育的指導・支援の方法を理解できること。
- ③ 肢体不自由教育における具体的な授業の展開について実際の見学及び授業を学び、学習指導計画や模擬授業に応用できること。
- ④ 肢体不自由のある人への合理的配慮や情報のICTの活用などを学び、その応用ができること。
- ① 体不自由者の社会参加の在り方について学び、教育と社会、福祉と医療などの連携の在り方について理解すること。

(5) 発達障害教育

発達障害（学習障害、注意欠如・多動症、自閉スペクトラム症、発達性協調運動症）のある児童が示す困難さについて、事例などを通して、個々の特徴に応じた指導・支援を講義・討論する。

(6) 視覚障害教育

視覚障害教育が直面している諸問題について理論及び実践研究を通して理解を深め、視覚障害教育のあり方を検討することを目標とする。

(7) 知的障害者の心理・生理・病理

知的障害者の心理、知的障害の原因となる疾患の代表的なもの、大脳の生理・解剖の基礎的知識を得る。

第 4 章 モンゴルにおける特別教育教員養成教育課程における課題と展望

第 1 節 両国の特別支援教育教員養成教育課程の異同

1. MNUE と OKU における内容が共通すると考えられる科目

授業内容を見ると、MNUE と OKU には、表現は違うが共通している授業科目があると推測される。その内容は、「特別心理学」と「障害者の心理・生理・病理」、「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム基礎論」、「知的障害児教育」と「知的障害教育」、「視覚障害児教育」と「視覚障害教育」、「聴覚障害児教育」と「聴覚障害教育」、「特別教育概論」と「特別支援教育総論」、「運動・重複障害児教育」と「肢体不自由教育・学習障害児教育」や「情緒・問題行動障害児教育」と「自閉症」が「発達障害教育」や「発達障害指導論」、「言語・コミュニケーション障害児教育」と「言語障害教育」、「手話」と「手話学習の基礎」のそれぞれが共通している。共通している理由として考えられることは両国の文化や社会的背景に関わらず、障害児に関して必要とされるからである。両大学の共通科目と推測される授業をまとめたものを表 11 に示す。

表 11 MNUE と OKU における内容が共通すると考える科目

MNUE	OKU
特別心理学	障害者の心理・生理・病理
インクルーシブ教育	インクルーシブ教育システム基礎論
知的障害児教育	知的障害教育
視覚障害児教育	視覚障害教育
	点字指導法
	視覚障害歩行指導法
聴覚障害児教育	聴覚障害教育
特別教育概論	特別支援教育総論
運動・重複障害児教育	肢体不自由教育
学習障害児教育	発達障害教育
情緒・問題行動障害児教育	発達障害指導論
自閉症	
言語・コミュニケーション障害児教育	言語障害教育
	言語指導法
手話	手話学習の基礎
特別教育実習	特別支援教育実習

2. MNUE と OKU における内容が共通しないと考える科目

MNUE ではあるが、OKU にはないと考えられる授業は、解剖生理学、乳幼児病理、特別教育歴史哲学、特別教育戦略経営、算数科指導法、国語科指導法、社会/日常生活活動（ADL）指導法、自然科学指導法、保護者・集団支援、言語療法、理学療法、芸術療法、作業療法である。表 14 に示す。

また、逆に OKU にはあるが、MNUE にはないと考えられる授業は、視覚障害児アセスメント論、聴覚障害児アセスメント論、視覚生理・病理、聴覚音声生理・病理、知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理、障害児アセスメント論、病弱者の心理と健康行動学、病弱教育、障害児キャリア教育、特別支援教育コーディネーター基礎論、ユニバーサルデザイン授業論、重複障害教育である。

MNUE 独自科目を表 12 に、OKU 独自科目は表 13 に示す。

表 12 MNUE 独自科目

<ul style="list-style-type: none"> ・解剖生理学 ・乳幼児病理 ・特別教育歴史哲学 ・特別教育戦略経営 ・算数科指導法 ・国語科学指導法 ・社会/日常生活活動(ADL)指導法 ・自然科学指導法 ・保護者・集団支援 ・言語療法 ・理学療法 ・芸術療法 ・作業療法
--

表 13 OKU 独自科目

<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害児アセスメント論 ・聴覚障害児アセスメント論 ・視覚生理・病理 ・聴覚音声生理・病理 ・知的障害者の心理・生理・病理 ・肢体不自由者の心理・生理・病理 ・病弱者の心理・生理・病理 ・障害児アセスメント論 ・病弱者の心理と健康行動学 ・病弱教育 ・障害児キャリア教育 ・特別支援教育コーディネーター基礎論 ・ユニバーサルデザイン授業論 ・重複障害教育
--

表 12 と表 13 を見比べると、モンゴルの特別教育は、障害児のことを教育的に指導する視点で教員養成が行われているのに対して、日本の特別支援教育は、障害児とかわる上で必要な基礎的な知識を習得した上で学校における包括的な支援が必要とされる、心理、生理、病理、アセスメントの教育を行っている。

第 2 節 今後の課題と展望

1. モンゴルの特別学校教員養成教育課程における課題

① モンゴルでは、はじめての特別教育教員養成制度を作成し養成を開始することができた。しかし、さらに様々な障害を持つ子どもたちを対象とする特別教育の教員養成が進み、グローバル社会に通用する教員の排出が求められる。また、日本の教員養成の人数と比べると、モンゴルの教育課程から排出される教員の人数が少ない。教員の人数を増やし、チームとして特別教育教員養成の教育課程に取り組むべきであろう。

① モンゴルでの、特別教育教員養成教育課程の内容については「教育指導法」が中心に行われており、障害児のアセスメントに関する授業が十分に行われていないと思われる。MNUE における「知的障害児教育」でも子どもを評価する内容が含まれているが、十分ではない。OKUで行われている WISC-IV、K-ABC など、国際的な検査法も取り入れる必要があるのではないかと考える。大学での WISC-IV、K-ABC 学びを通して目の前にいる子どもの実生活やできることの能力を発見し、どのような資質・能力の育成が具体的に求められるのか、それを特別学校教員養成の教育課程の目標の一つとする必要があるように考える。

2. モンゴルの特別学校教員養成教育課程における展望

モンゴルでは、教員資格については、教育文化科学省令によって具体的な施策が定められており、4年間の教員養成大学の教育課程を修了した者は、学士教員資格証を受けることとなる。

MNUE では、4年間で①一般教養科目、②教職教養科目、③特別教育専攻基礎科目、④特別教育専攻科目を修得し、「教員・特別教育」の学士教員資格証を受けることができるものであり卒業生は主に、ウランバートル市に6つある特別学校に勤務する目的で養成されている。

日本は、教育職員免許法による教員免許制度があり、教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要である。1949年の教育職員免許法では、特殊教育諸学校である盲・聾・養護学校の教員免許状は、幼・小・中・高の教員免許状を「基礎免許状」とすることに対して、「付加免許状」として位置づけられ、この2つの教員免許状を保有することが求められた（池谷,2013）。そのために、OKUでも修得できる免許は、たとえば、小学校1種免許と特別支援学校1種免許の2つの教員免許状を取らないと特別支援学校現場に勤務することが出来ない。

モンゴルと日本の育んで来た文化や教育の積み重ねてきた歴史は当然違う。教育事情や制度の違う国に対して、日本の制度は先進国であるから合っている、モンゴルの制度は発展途上国であるから合っていないというものではない。

しかし、本研究で明らかになった両国における特別支援教育教員養成の教育課程は、障害のある子どもの教育ニーズに応える目的である背景から見ると、本質的には当然同じだと考えられる。

そこでまず、日本では、2つの教員免許を修得するために、総合的、包括的、そして子どもの認知発達に応じた内容であることはもちろん、身体・情緒・道徳・社会的諸能力まで考慮した授業を実施するところであり、この点から学ぶことが重要である。特に、①障害児の理解と支援に必要な心理学的・教育的な基礎知識を各障害種別に学ぶ科目と②障害児の様々な能力を検査するアセスメント論授業取り入れることが、MNUEにおける特別教育教員養成にとって重要な展望としてあげられる。

MNUEにおける特別教育教員養成の教育課程には、モンゴル教育独自の歴史をもっている「指導法」に関する授業が障害種ごとに設けられていることは重要な取り組みであると言える。

次に、MNUEによる特別教育教員養成の教育課程を卒業した者は、現在設置されている6つの特別学校への勤務目的で養成するのではなく、通常学校に在籍している特別なニーズが必要とされ

る子どもに指導できる教員を目指す教育課程にも取り入れていくことが欠かせないのではないだろうか。

最後に、モンゴルは、特別教育分野に対して、特別教育教員養成の教育課程の効果を上げるために「授業を想定した教育内容の知識 (pedagogical knowledge content)」を中心にした科目よりも「実践の研究 (practice approach)」授業の検討を深める必要がある考える。

< 参考文献 >

АлимааД.Долгорсүрэн,Г.Хөхөө,Ё.Оюундарь,У.Баднаа,Н.Эрдэ
нэсүвд, Д.Угтахбаяр, Э.Батцолмон “Мөнхөд дуурсагдах 50
жил”日本語訳：「永遠に忘れられない 50 年」（2014）第 29 聴覚
障害児特別学校の出版 8-45（2014）.

バトツェンゲル Г.Батцэнгэл (G.BATTSENGEL)“Хөгжлийн
бэрхшээлтэй хүүхэдтэй ажиллах онол арга зүйн зарим
асуудал”2014 он Соёмбо принт 日本語訳：「障害児指導法」
（2014）ソヨンボ出版社.

バーサンジャブ・バトゲレル Баасанжав Батгэрэл「モンゴルの教
育における伝統的価値観とソビエト社会主義価値観の葛藤」佛教
大学教育学部学会紀要 第 12 号（2013）.

バトバヤル.Ts「モンゴル現代史」（2002）明石書店.

ボロルマ・トルバト Болормаа Төрбат「モンゴルにおける教員評
価制度に関する考察」－業績評価と上位資格を中心に－ 東北大
学大学院教育学研究科研究年報 第 57 集・第 2 号（2009）.

ボロルマ トルバト Болормаа Төрбат アジアの教員：「変貌す
る役割と専門職への挑戦」小川佳万・服部美奈 編著「モンゴル・
価値観の転換が求められる教員たち」第 2 章（2012）.

25 дугаар тусгай сургуулийн түүхчилсэн лавлах 日本語訳：
「第 25 特別学校の歴史的ガイドブック」ウランバートルプリン
ト出版（2013）.

石倉 健二・Gバトツェンゲル・Cバイガルマー・Sバトヒシグ「モ

ンゴルの特別支援教育に関する状況報告」兵庫教育大学 研究紀要
第 47 卷 (2015).

小出達夫「モンゴル人と教育改革(6)：社会主義から市場経済へ
の移行期の証言」北海道大学大学院教育学研究院紀要, 111: 41-63
(2010).

水谷東洋「メルセーによるモンゴル人教育構想とその挫折」—第1
次国共合作期における中華教育改進者との提携を中心に— 和光大
学現代人間学部紀要 第6号 (2013).

宮前 奈央美「モンゴルにおける社会体制移行と教育政策の課(2009)
九州大学大学院教育学コース院生論文集, 第9号, 89-107頁 Bull.
Education Course, kyushu U, Vol.9, pp89-107 (2009).

向井啓仁「モンゴルにおける障害児教育(特別支援教育)の現状：首
都ウランバートルでの調査」佛教福祉学 (22), 41-56, (2013).

Д.Мөнхжаргал(D.MUNKHJARGAL)“МОНГОЛЫНБАГШ
БОЛОВСРОЛЫН ШИНЭЧЛЭЛ” (Teacher Education Reform in
Mongolia) Олон Улсын Эрдэм шинжилгээний хурлын эмхэтгэл
(УБ,2013) Mongolian State University School of Educational
Studies Teacher's School, School of Pre-school Education 紀要
p9-15 (2013).

Монгол Улсын Шинжлэх Ухааны Академи Түүхийн Хүрээлэн
2003 “Монгол Улсын Түүх” IV боть Улаанбаатар 日本語訳：モ
ンゴル科学アカデミー歴史研究所編著 2003『モンゴル国史』第4
巻 ウランバートル (2003).

Монгол Улсын Шинжлэх Ухааны Академи Түүхийн Хүрээлэн
2004 “Монгол Улсын Түүх” V боть Улаанбаатар 日本語訳：モ
ンゴル科学アカデミー歴史研究所編著 2004『モンゴル国史』第 5
巻 ウランバートル（2003）.

文部科学省（平成 21 年）教育職員免許法及び教育職員免許法施行
規則（教員免許課程認定関係条文抜粋）、<http://www.mext.go.jp/>
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1268593.htm#top
（2016 年 12 月 15 日閲覧）.

大阪教育大学 特別支援教育特別専攻科のシラバスより
<http://osaka-kyoiku.ac.jp/index.html>（2016 年 12 月 1 日～20 日の
間に閲覧）.

佐々木 隆典・鈴木 サヤカ「モンゴル国特別支援教育にかかる情報
収集・確認調査報告書」独立行政法人国際協力機構（2014）.

Сэргээн засалт, хөгжлийн үндэсний төв “Хөгжлийн бэрхшээл
судлал салбар шинжлэх ухааныг хөгжүүлэх нь” Эрдэм
шинжилгээний онол, практикийн II-р бага хурал 2013 он, 日本語訳：ナショナルリハビリテーションセンター「障害学の研究」学
会第 2 回研究会, 5-11（2013）.

高橋梢「モンゴルにおける歴史教育の役割の変化に関する考察」－
1921 年以降の歴史教育対策の変遷に焦点を当てて－ 歴史教育史
研究 第 8 号（2010 年度）、歴史教育史研究会、18-38 項（2010）.

Я.Цэвээнлхазал, Ц.Алтанхуяг “Хүмүүсээ би чадна... хөгжлийн
бэрхшээлээ засна” Улаанбаатар хэвлэл, 日本語訳：人々よ！ 僕
はできる障害を直す！」ウランバートル出版 91-92（2003）.